16.01 ～ 16.03		［略］			16.01 ～ 16.03		［同左］		
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 ―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 ―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11 ～ 1604.18		［略］			1604.11 ～ 1604.18		［同左］		
1604.19		――その他のもの			1604.19		――その他のもの		
	030	―――さんま		ＫＧ			［新規］		
	040	―――節類（さんまのものを除く。）		ＫＧ		020	―――節類		ＫＧ
	090	―――その他のもの		ＫＧ		090	―――その他のもの		ＫＧ
1604.20 ～ 1604.32		［略］			1604.20 ～ 1604.32		［同左］		
16.05		［略］			16.05		［同左］		
［略］					［同左］				
22.01 ～ 22.05		［略］			22.01 ～ 22.05		［同左］		
22.06					22.06				
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	100	―アルコール分が１％未満のもの	Ｌ	ＫＧ		100	―アルコール分が１％未満のもの	Ｌ	ＫＧ
		―その他のもの					―その他のもの		
	210	――清酒及び濁酒		Ｌ		210	――清酒及び濁酒		Ｌ
		――その他のもの					――その他のもの		
	221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		Ｌ		221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		Ｌ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	225	――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		Ｌ			――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		